入　札　要　領

1.配　付　物　　①入札要領、②仕様書、③入札書等、④郵便入札手引き

2.件　　名　　「不要公用車の売却」

3.開 札 日 時　　令和８年 12 月 25 日（金）午後２時 00 分（10 分前から入室可能）

4.開 札 場 所　　八尾市高美町五丁目２番２号　八尾市清掃庁舎内　プレハブ棟１階　会議室

5.入 札 方 法　　入札方法は郵便入札とし、別紙の郵便入札手引きで定めるとおり実施する。

6.到 達 期 限　　入札書の到達期限は、開札日前日の 17 時 00 分必着とする。

7.入札保証金　　八尾市財務規則第 108 条該当につき免除。ただし、落札者が契約を締結しない時は、違約金として落札金額の 100 分の３に相当する額を徴収。

8.入 札 回 数　　入札回数は１回打ち切りとする。

9.落札者決定　　(1)予定価格以上の価格で、最高の価格で入札した者を落札者とする。(ただし、公正な経済取引の秩序を乱すおそれがあると本市が判断したときは、落札者とならない場合がある。)
(2)落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある時は、くじびきによる。

10.入　札　書　　(1)本市所定の用紙を使用すること。
(2)入札書は、所在地・名称・代表者名を記載し、届出印を押印。会社の届出印を押印している場合には、代理人の押印は不要(委任状の提出も不要)。
(3)入札金額は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税を含まない金額）を記載し、金額の頭に￥マークをつけ、アラビア数字で記載すること。

11.入札の辞退　　入札を辞退する場合は、郵送にて辞退届を令和８年 12 月 24 日(木）までに提出すること。(別紙で指定された宛先に必着。※辞退届のみ普通郵便可)
口頭、電話、ＦＡＸ、電子メールによる辞退は、認めない。

12.入札の中止　　建設工事等競争入札心得第７条に該当する場合。ただし、入札に参加する者の数が１の場合であっても、入札は行うものとする。

13.入札の無効　　八尾市財務規則第 111 条及び建設工事等競争入札心得第７条に該当する場合。

14.質 疑 照 会　　仕様に関する質問は、令和８年 12 月 11 日(金）正午までに、電子メールで下記まで提出すること。(受信確認のための電話連絡を行うこと。)
・環境事業課　　藤原・山田まで　TEL072-991-6254
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kankyoujigyouka @city.yao.osaka.jp

15.そ　の　他　　(1)入札参加者は、開札に立会うことができる。なお、入札会場への入場は、１業者１名とする。
(2)物件の譲渡証については、落札者が仕様書および契約書にあるとおり、買受けた物件の全塗装を行う場合には、八尾市の検査に合格した後に発行する。